

令和 6 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：総務部管財課〔内線 4 0 8 4〕

① 件 名
石巻市官製談合再発防止対策検討委員会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景・目的】 本市では、随時、契約制度や執行管理体制の見直しを図るとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に努めてきたが、令和 5 年 2 月 1 5 日に実施した入札に関し、本市職員が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕されたことを受け、事実関係や職場内の実態調査の検証、検証に基づく課題抽出と再発防止の検討、再発防止策の策定に必要な調査及び研究を行い、外部の第三者及び関係機関の方の意見をいただきながら再発防止策をまとめるため、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 なし 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 4 月 1 1 日 官製談合再発防止対策検討委員会設置の検討開始 2 2 日 官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱の制定 3 0 日 第 1 回石巻市官製談合再発防止対策検討委員会・幹事会開催
⑤ 主な内容
1 所掌事務 (1) 官製談合事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証 (2) 前号の検証に基づく課題の抽出と再発防止の検討 (3) その他再発防止策の策定に必要な事項の調査及び研究 2 組 織 (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 (2) 委員会の委員長は総務部長をもって充て、副委員長は復興企画部長をもって充てる。 (3) 委員会の委員は、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長及び工事検査課長をもって充てる。 (4) 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員及び有識者の出席を求めて説明又は意見を聞き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。 (5) 委員会の会議に付議すべき事項をあらかじめ調査及び検討し、委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。 (6) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。 (7) 幹事会の幹事長は、総務部次長をもって充てる。 (8) 幹事会の副幹事長は、復興企画部次長及び建設部次長をもって充てる。 (9) 幹事会の幹事は、総務部総務課長、同部総務課法制企画官、同部人事課長、同部財政課長、同部管財課長、復興企画部復興推進課長、産業部水産課長、同部農林課長、建設部都市計画課長、同部道路課長、同部建築課長、同部下水道管理課長、同部下水道建設課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会学校管理課長をもって充てる。 (10) 前項に規定する者のほか、必要に応じて総合支所に所属する職員の中から総合支所長が指名した者をもって幹事に充てることができる。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 発生に至った行政課題の抽出及び再発防止策の策定により、職員のコンプライアンス意識の一層の強化と綱紀の保持及び服務規律の確保を図る。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年5月以降 石巻市官製談合再発防止対策検討委員会・幹事会を随時開催
⑨ その他